

安曇野市ささえあいプレミアム商品券発行事業実施要領

安曇野市商工会

1. 趣旨

安曇野市より委託を受けて、安曇野市商工会（以下「商工会」という。）が実施するプレミアム商品券（以下「商品券」という。）発行事業についてこの要領により商品券の取扱を定める。

2. 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により冷え込んだ市内経済活動と消費意欲を下支えするため、プレミアムを付けた商品券を発行することで消費マインドを喚起し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を目的とする。

3. 商品券の名称

今回発行する商品券の名称は、「安曇野市ささえあいプレミアム商品券」と称する。

4. 発行総額とプレミアム額

商品券の発行総額は6億5000万円とし、その内、1億5000万円をプレミアムとする。

5. 発行内容

額面1,000円の商品券11枚と500円の商品券4枚（1万3千円分）1セットを1万円で発売し、バラ売りはしないこととする。販売セット数は50,000セットで、商品券15枚の内、9枚8,000円分が大型店でも利用できる共通券で、残り6枚5,000円分が大型店以外で利用できる普通券とする。

6. 大型店舗

大型店舗とは、売り場面積が1,000平方メートル以上の店舗及びそのテナントとする。

7. プレミアム商品券の申込み方法及び購入者の決定

広報あづみの340号（令和4年1月19日号）にA3版二つ折りのチラシをセットし、そのチラシに印刷されている往復ハガキ、又はながの電子申請サービスによる申込みとする。申込み1件あたり3セットまでとする。申込みの締め切りははがきの場合は令和4年1月31日消印分、電子申請の場合は令和4年1月31日までに申し込みが完了したものを有効とする。応募多数の場合は抽選にて購入者を決定することとし、抽選は安曇野市商工会穂高会館にて実施する。

購入者には返信用ハガキにプレミアム商品券の販売日時、販売場所等必要事項を記入し送付する。

尚、販売予定数に達しなかった場合は、追加販売を行う。

8. 販売期間

販売期間は令和4年2月18日（金）から令和4年3月18日（金）までとする。

9. 販売日時と販売場所

令和4年2月18日（金）から令和4年3月18日（金）まで、市内の14郵便局で、土日祝日を除き午前9時から午後5時まで販売する。

なお、2月27日（日）については、安曇野市役所本庁舎にて午前10時から午後3時まで日曜日の販売を行う。

10. 商品券販売対象者

販売対象者は市内在住の応募当選者とする。予定数に達しない場合は、追加応募当選者とする。

11. 購入限度額等

(1) 購入限度は1家族1申込み3セットまでとする。

(2) 上記販売期間終了後に残った商品券については、追加販売をする。

12. 有効期間

令和4年2月18日（金）から令和4年4月30日（金）までとする。

13. 取扱店の参加資格等

- (1) 商品券を取り扱う事業者は安曇野市内に事業所を構え当事業に参加を希望したものとする。
- (2) 取扱店の参加希望については、別に期間及び方法を決めて募集する。
- (3) 取扱店は、「安曇野つなぐプロジェクト」のステッカー等を店頭に掲示し、適切な感染防止に取り組むこと。
- (4) 次のアからエに該当する事業所は除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行っている事業者並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者。
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ウ 下記[14 対象商品等]に記載の商品券利用対象外の取引、商品のみを取扱う事業者
 - エ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) 取扱店は、取扱店のポスター等を店頭に掲示する。
- (6) 取扱店の登録にあたって登録手数料は不要とする。

14. 対象商品等

商品券は、すべての商品並びにサービス等について使用できる。但し、換金性の高い商品（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー）、たばこ事業法に規定する製造たばこ、不動産や金融商品の購入、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの、及び公共料金・税金、保険診療対象となる医療費の支払い、介護保険の対象となるサービス費用の支払い、その他安曇野市が商品券の使用について相応しくないと判断したものは対象外とする。又、各事業所で取り扱いできないものがある場合は、各店店頭はその旨表示する。

15. つり銭

つり銭は出さない。

16. 換金手続きと換金手数料

取扱店が使用された商品券を換金する時は、商品券の裏面に店名を記入し、豊科商工会館若しくは穂高商工会館のいずれかに、換金請求書を添えて換金指定日（別途定める）に提出する。

但し、大型店については別途定める。

換金手続きは令和4年2月24日（木）から開始する。最終の換金手続きは令和4年5月19日（木）までとし、翌日以降の換金手続きは実施しない。

なお、換金手数料は不要とする。

17. 振込日

商工会は、取扱店が指定した金融機関の口座へ、換金請求書の提出日から10営業日までに振り込むこととする。

18. 禁止行為

商品券の購入者並びに取扱店は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品券を他へ売却すること。

- (2) 取扱店自ら商品券を購入し、その商品券をそのまま換金すること。
- (3) 取扱店自ら消費者が使用した商品券を再び使用すること。(再流通の禁止)
- (4) その他本商品券事業の目的に反すること。

19. 偽造券

商品購入に使用される商品券が明らかに偽造商品券であることを発見した場合、取扱店は受取りを拒否できる。また、受取った商品券が偽造券であることを発見した時は、直ちに商工会へ連絡すること。

但し、既に受け取った偽造商品券については、偽造商品券の額面相当額を取扱店が負担すること。

20. その他

この要領に定めることのほか、必要がある事項は別に定める。

附 則

本要領は令和3年12月24日から実施する。